

令和4年度独立行政法人国立美術館調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国立美術館は、事務・事業の特性を踏まえPDCAサイクルにより公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 4 年度独立行政法人国立美術館調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立美術館における令和3年度の契約状況は表 1 のようになっており、契約件数は 235 件、契約金額は 71.7 億円である。そのうち、競争性のある契約は 119 件(50.6%)、45.5 億円(63.4%)、競争性のない契約は 116 件(49.4%)、26.2 億円(36.6%)となっている。

令和2年度と比較して、競争性のない随意契約の割合は件数及び金額のいずれも減少している(件数は 12pt の減、金額は 24.3pt の減)。これは、美術作品の購入契約の件数が前年度に比較して減少したことが主な要因である。

表 1 令和3年度の国立美術館の調達全体像

(単位: 件、億円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(26.9%) 71	(35.7%) 30.8	(33.2%) 78	(53.0%) 38.0	(9.9%) 7	(23.4%) 7.2
企画競争・公募	(11.7%) 31	(3.4%) 2.9	(17.4%) 41	(10.4%) 7.5	(32.3%) 10	(158.6%) 4.6
競争性のある契約(小計)	(38.6%) 102	(39.1%) 33.7	(50.6%) 119	(63.4%) 45.5	(16.7%) 17	(35.0%) 11.8
競争性のない随意契約	(61.4%) 162	(60.9%) 52.4	(49.4%) 116	(36.6%) 26.2	(△28.4%) △46	(△50.0%) △26.2
合 計	(100.0%) 264	(100.0%) 86.1	(100.0%) 235	(100.0%) 71.7	(△11.0%) △29	(16.7%) 14.4

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、令和 3 年度の対令和2年度伸率である。

(2) 国立美術館における令和3年度の一者応札・応募状況は表2のようになっており、契約件数は51件(42.9%)、契約金額は24.5億円(53.8%)である。

令和2年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合は、件数については増加し、金額については、減少している。(件数は7.6ptの増、金額は5.2ptの減)

件数の割合の増加については、複数年契約であるため、令和2年度には契約締結のなかった、東京国立近代美術館の図書館システム賃貸契約や京都国立近代美術館の施設貸付等の更新にあたり、入札・公募を行ったところ、一者応札・応募となったことが主な要因として挙げられる。

金額の割合の減少については、令和3年度の二者以上の応札があった契約に、国立西洋美術館の企画展示館空調熱源機器設備等更新工事等、契約金額が高額である施設整備関係の契約が含まれるため、二者以上の応札があった契約の金額が占める割合が増え、一者応札であった契約の割合が少なくなったことが主な要因である。

表2 令和3年度の国立美術館の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		令和2年度		令和3年度		比較増△減	
2者以上	件数	66	(64.7%)	68	(57.1%)	2	(3.0%)
	金額	13.6	(41.0%)	21.0	(46.2%)	7	(54.4%)
1者以下	件数	36	(35.3%)	51	(42.9%)	15	(41.7%)
	金額	20.1	(59.0%)	24.5	(53.8%)	4.4	(21.9%)
合 計		102	(100.0%)	119	(100.0%)	17	(16.7%)
		33.7	(100.0%)	45.5	(100.0%)	11.8	(35.0%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】内は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争性のない随意契約及び一者応札・応募になった契約ともに一定の改善が認められた。令和4年度も以下の取組を進め、調達の改善に努めることとする。

(1) 一者応札・応募となった契約の検証

- ① 一者応札・応募となった案件について、事業者に対して、事業内容に応じた電話等によるヒアリング又は任意のアンケート調査を実施し、その結果を参考とするとともに、自己点検票を活用し、公告・公募の方法、期間等の項目について、一者応札・応募となった要因を分析し、改善策を自律的に検討する。
- ② ①の検討の結果を踏まえ、契約監視委員会において、契約の適正性の検証を実施する。
- ③ 契約監視委員会における点検に当たっては、抽出した契約の契約書、仕様書及び競争条件等の詳細な点検を実施する。

【契約監視委員会による検証実施件数】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】内は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約(少額随意契約を除く。)を締結することとなる案件については、事前に、法人内に設置された調達等合理化検討チームに報告し会計規則における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。ただし、緊急やむを得ないと認められる場合は事後的に報告を行うこととする。

【調達等合理化検討チームによる点検件数等】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

① 新規採用者等(有期雇用職員を含む。)を対象とした新人研修において会計に係る研修を実施する。また、会計実務者を対象とした勉強会の実施や外部機関による会計に係る研修への積極的な参加を促進する。

② 会計に係る内部監査の実施を通じた情報共有を図ることにより、適正な会計事務の執行と不祥事の未然防止を図る。

【研修の実施結果、会計内部監査の実施件数】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として年度終了後に実施し、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣の評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、本部事務局長を総括責任者とする調達等合理化検討チームにより調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事兼本部事務局長
副総括責任者	本部事務局次長
メンバー	本部事務局財務課長
	本部事務局財務課室長
	本部事務局財務課係長(財務担当)
	本部事務局財務課係長(会計担当)

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、随意契約、一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、独立行政法人国立美術館のホームページで公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には調達等合理化計画の改定を行うものとする。